

令和 8 年度(2026 年度)  
熊本市史料目録管理システム運用業務委託  
仕様書

## 熊本市史料目録管理システム機器等賃貸借仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、史料目録管理システム（以下、「システム」という。）の利用にあたり、システムへの情報登録及び市民の検索利用等に供する機器等の調達を目的とする。

### 2 賃貸借物品名及び構成

#### (1) 賃貸借物品名

熊本市史料目録管理システム機器等一式（以下、「機器等」という。）

#### (2) 設置場所

熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命ビル4階  
総務局行政管理部総務課 歴史文書資料室

#### (3) 賃貸借期間及び支払方法

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
本契約の支払方法は、四半期払いとする。

#### (4) 構成内訳

次のとおり本契約に係る機器についての仕様を定める。

ア パソコン※LAN 接続が可能であること。

種別	基本仕様（性能については同等以上とする）	数量
パソコン本体	・CPU：インテル®Corei5-12400 プロセッサ(4.40GHz) 相当以上 ・メモリ：8GB(8GB×1)DDR4-3200 相当以上 ・内蔵ハードディスク：512GB SSD 相当以上 ・DVD-ROM	1
OS [指定]	Windows 11 Pro (64bit) (バージョンアップにも適宜対応すること)	1
アプリケーションソフト[指定]	Microsoft Office Home & Business 2021	1
ウイルス対策ソフトウェア	【参考】ESET PROTECTION Essential：3年間分 (更新費用含む) 等 ※パソコン OS に適用可能なもの ※ブラウザ上の JavaScript や Cookie の動作を停止 させないものであること。	1
USB 接続制限ソフトウェア	持ち出し USB メモリの差込・接続を制限するための ソフトウェア ※パソコン OS に適用可能なもの 【参考】Acronis DeviceLock	1
USB 接続日本語キーボード	USB 接続キーボード	1

USB 接続マウス	USB 光センサーマウス	1
液晶ディスプレイ	サイズ：23 型液晶ディスプレイ 以上 表示色：1677 万色以上 解像度：1600×900	1

#### イ スキャナ

※基本的に市端末に接続して使用する。ただし、上記アのパソコンに接続して使用する場合もある。

種別	基本仕様（性能については同等以上とする）	数量
スキャナ本体	種類：A3 フラットベッド 読み取り解像度：2,400dpi 最大原稿サイズ：A3 読み取り階調：RGB 各色 16bit 入出力 インターフェース：USB	1

#### ウ プリンタ

種別	基本仕様（性能については同等以上とする）	数量
プリンタ本体	※上記パソコン OS に対応していること。 種類：レーザープリンタ 印刷方式：半導体レーザー+乾式電子写真方式 解像度：最大プリント解像度 2400dpi 相当 用紙サイズ：A4/A3 印字色：モノクロ、カラー 印字速度：A4：20 枚/分、A3：10 枚/分 以上 給紙カセット：250 枚×1 段 給紙手差しトレイ：100 枚 以上 インターフェース：USB2.0 Hi-Speed×1（USB1.x サポート）、100Base-TX/10Base-T	1
増設カセットトレイ	550 枚ペーパーフィーダ	1

### 3 ハードウェア保守

(1) 機器等は以下の内容で保守対応を行なうこと。

機器種別	保守対応内容
パソコン	翌営業日訪問修理（月～金曜日 8:30～17:15）
スキャナ	修理が必要な場合はメーカーによる見積後のスポット対応
プリンタ	修理が必要な場合はメーカーによる見積後のスポット対応

(2) 原則として、障害発生時の連絡窓口は一本化すること。

(3) 機器に関連するトラブルが発生した場合には、速やかに（障害コール後 1 時間以内に熊本市歴史文書資料室に到着し）対応できる保守体制であること。

(4) 障害対応の状況は、書面（様式は問わない。）にて報告すること。

- (5) 機器等の定期保守は、1年に1回以上行なうこと。定期保守実施後は、書面（様式は問わない。）で報告すること。
- (6) 機器等の円滑な移行のために必要な情報提供を行なうこと。
- (7) 機器等にて行なう性能、機能向上に伴う作業、機器の接続に関して必要とする情報を提供するとともに、作業支援を行なうこと。
- (8) 機器等の接続変更、再配置が必要になった場合には協力すること。

#### 4 機器の返還

- (1) 契約期間満了後の機器等の返還時においては、各機器のハードディスク等の全てのデータを復元できないように一切の情報を消去し、その証明書を提出すること。（様式は問わない。）
- (2) 返却された機器については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき適正に処理を行うこと。

#### 5 疑義事項

本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。